

議案第三十九号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則について

令和六年三月二十五日

港区教育委員会

令和6年3月25日
教育委員会議案資料 No. 4

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を

改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十一年港区教育委員会規第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「七月一日から九月三十日まで」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する条例施行規則等の一部を改正する規則について

審議内容

夏季休暇使用可能期間を拡大するため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「幼稚園勤務時間規則」といいます。）及び港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「講師勤務時間規則」といいます。）を改正します。

1 経緯

国は、人事院規則を改正し、国家公務員の夏季休暇使用可能期間を「7月1日から9月30日まで」から「6月1日から10月31日まで」に拡大し、各地方公共団体にも同様の見直しをするよう通知を発出しました。

国の通知に基づき、区の幼稚園教育職員及び会計年度任用講師においても、同様に夏季休暇の使用可能期間を拡大します。

なお、国家公務員においては、夏季休暇使用期間拡大の対象者を「業務上7月1日から9月30日までの期間が繁忙期に当たる」職員としていますが、区においては、より柔軟な働き方ができるよう全ての幼稚園教育職員及び会計年度任用講師を対象とします。

2 改正内容

規則名	改正後	改正前
幼稚園勤務時間規則 第27条 第1項	夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
講師勤務時間規則 第26条 第1項	夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、会計年度任用講師が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、会計年度任用講師が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

3 施行期日

令和6年4月1日